

# 株式会社博展

## 定款

2025年3月28日改定

株式会社博展

# 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 博展と称し、英文では、Hakuten Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)ディスプレイの企画、設計、制作及び施工
- (2)広告・宣伝に関する企画、設計及び制作
- (3)イベントに関する運営、企画、制作及び施工
- (4)印刷、出版、画像・映像ソフトウェア・データの企画、制作及び販売
- (5)什器、備品、文具、インテリア資材及び室内装飾品等の企画、製作、仕入、販売及び取付工事
- (6)著作権、著作隣接権、出版権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、デジタル配信権等の取得、保有、譲渡、貸与、売買、使用許諾及び管理業務
- (7)広告・宣伝に関する制作業務に必要な機材のレンタル及び技術の提供
- (8)建築の企画、設計、監理及び施工
- (9)各種店舗、建築物及び室内空間のデザイン企画、制作、監理及び施工
- (10)ウェブサイトの企画、設計、開発、運営及び販売
- (11)インターネット等のオンラインを利用した市場調査、宣伝及び広告等の受託
- (12)デジタルコンテンツの制作及び仕入並びに販売
- (13)通信システムによる情報・画像・楽曲の収集、配信、処理及び販売並びにそれに係る機器及び装置類の販売
- (14)家庭用・サービス用ロボットの研究、開発、製造及び販売
- (15)代金決済システムの導入代行業務
- (16)集金代行業
- (17)古物の売買及び受託販売並びにその輸出入
- (18)倉庫業、倉庫管理業務、荷造り梱包並びにそれらの代理業務
- (19)労働者派遣業務
- (20)貨物運送取扱事業
- (21)旅行業及び旅行業代理店業
- (22)警備業
- (23)電気通信事業法に基づく電気通信事業

- (24) スポーツ選手その他の著名人のマネジメント及びプロモート業務
- (25) 前各号に関する調査、コンサルティング及び情報の提供
- (26) 前各号に関する物品の保管業務
- (27) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続きは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(株主総会の招集)

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に隨時これを招集する。

- 2 前項の株主総会は開催場所の定めのない株主総会とすることができます。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

- 第 18 条 株主総会の議事録は法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

- 第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 4 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(任期)

- 第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の残存期間と同一とする。
- 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 5 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

- 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

- 第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつ

たものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 26 条 取締役会の議事録は法令で定めるところにより、署名又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに書面もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。
- 2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもつて作成する。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第 27 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

- 第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものその他、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第 29 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、それぞれ区別して株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 30 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

- 第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続き)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 33 条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるものその他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 35 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお領されないとときは、その支払の義務を免れる。

## 附則

第 1 条 当会社は、第 53 回定期株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上